

令和3年度第2回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時) 令和4年2月2日(水)

午後2時から3時55分まで

場所) 宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室

■出席委員(50音順)

市瀬智紀委員, 金才努委員, 小松崎あんな委員, 佐藤金枝委員, 竹内ひとみ委員
針生英一委員, 横山広佳委員, 渡部留美委員

■欠席委員

石川真作委員, 藤田祐子委員

■事務局出席者

武内浩行 経済商工観光部副部長
江間仁志 経済商工観光部参事兼国際政策課長
石橋純一 経済商工観光部国際政策課副参事兼総括課長補佐

【1 開会】

【2 委嘱状交付】

【3 あいさつ】

【4 会長・副会長選出】

事務局

会議の成立についてのご報告ですが, 本審議会は, 10名の委員により構成され, 本日はオンライン参加の1名を含め, 8名のご出席を頂いております。多文化共生社会の形成の推進に関する条例第17条第2項に定める全委員の半数以上にご出席いただいていることから, 本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告します。

また, 県の情報公開条例に基づき, 本審議会の会議は公開となっておりますことを申し添えます。

次に, 会長, 副会長の選任に移ります。多文化共生社会の形成の推進に関する条例第16条の規定より, 審議会に会長及び副会長を置き, 委員の互選によって定めることとなっておりますが, 現段階で会長及び副会長は選定されておられません。

つきましては, 新しい会長及び副会長が選定されるまで, 前会長の市瀬委員に仮議長をお願いしたいと考えておりますが, よろしいでしょうか。

それでは, 市瀬委員よろしくお願いいたします。

市瀬委員

それでは, 仮議長を務めさせていただきますので, 皆様のご協力をお願いします。

早速, 議事に入りますが, 初めに正副会長の選出をお願いします。

会長, 副会長は, 条例第16条第1項の規定に基づき, 委員の互選により選出することとなっておりますが, いかがでしょうか。

竹内委員

事務局案がありましたらお示し願います。

市瀬委員

事務局のほうではいかがでしょうか。

事務局

会長を宮城教育大学の市瀬委員に、副会長を東北大学の渡部委員にお願いしたいと思いをします。

市瀬委員

ただいまの事務局案についてはいかがでしょうか。

竹内委員

異議なし。

市瀬会長

それでは、大変恐縮ですが、会長は私が務めさせていただきたいと思いをします。副会長には渡部委員が選出されました。

ここで仮議長としての私の役割は終了いたします。ご協力ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。ただいま選任された市瀬会長よりひとつご挨拶をお願いします。

市瀬会長

それではご挨拶させていただきたいと思いをします。

この度、令和3年度第2回の多文化共生社会推進審議会開催にあたりまして、こちらの審議会の成り立ちですが、皆さんご承知のとおり、全国に先駆けて作られた多分共生社会の形成の推進に関する条例に基づきまして、平成21年に第1期目の多文化共生社会推進計画が策定されました。そして、平成26年には第2期計画、平成31年には第3期が策定され、現在に至っているところです。

その長きにわたる時間の流れの中で、二度のつらい、厳しい状況におかれまして。第一が平成23年の東日本大震災です。そしてまた、この第3期多文化共生社会推進計画が策定されてからは、令和2年以降のコロナウイルス感染症への対応ということで、こちらの推進計画も大きく計画の中身を検討せざるを得ない状況に置かれております。

しかしそうした中でも、平成23年の東日本大震災の時も、そしてこの度のコロナウイルス感染症もそうですが、多文化共生社会の推進は着実に進展しております。先程ご紹介がありました外国籍県民の人数の増加を見ましても、震災後、大きくまた伸びているところです。そしてまた、コロナウイルス感染症が終わった後の、多文化共生社会の推進を見据えていかなければいけないというように思いをします。

そうした中で、先週の日曜日には「多文化共生シンポジウム in 加美」が開催されまし

た。このシンポジウムでは、大変お若い方が活躍されていました。国際交流員のチリの方、あるいは地域おこし協力隊の台湾の方。そのような若い方が地域で活躍するとともに、更には技能実習生の方、県内でも人口の増加が著しいベトナムご出身の方が、生き活きと地域で、地域の方と交流しながら、自分自身のスキルを高めている姿というのを目にすることができました。

このような地域社会、多文化共生において進めるポイントというのは、昨今、様々な事件や事故、あるいはトラブルの事例も紹介される中で、やはりそのポイントは、地域に住まれている方がいかに外国籍の県民の方に関心を持って、関わっていかうとする、その心のあり方が最も重要であるというふうに痛感いたしました。また、このような地域社会での取り組みが、宮城県内で更に進展していけば良い、というように考えております。

本日は長時間にわたりますが、ご経験深い委員の方より、様々なご助言をいただきながら、残りの第3期、それから、またその次に向けた多文化の推進について、幅広く議論していきたいと思っておりますので、ご支援の方どうぞよろしくお願い申し上げます。少し長くなりましたが、これで挨拶とさせていただきますと思います。

事務局

市瀬会長、ありがとうございます。ここからは、条例第17条に基づき、進行については会長にお願いすることとなります。市瀬会長よろしく申し上げます。

【5 議題】

市瀬会長

それでは、報告に入ります。報告事項1「多文化共生推進に向けた主な取組」及び報告事項2「第5期みやぎ国際戦略プラン（中間案）の概要」について、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは一括してご説明をさせていただきます。

まず、資料1からご説明させていただくのですが、その前に、今回初めてご出席の委員の方もいらっしゃいますので、宮城県の多文化共生社会の形成の推進に関する条例、そして推進計画について簡単にご紹介をさせていただきたいと思っております。

参考資料1をご覧ください。多文化共生社会の形成の推進に関する条例になります。宮城県では、先ほど市瀬会長からもお話がございましたように、平成19年7月に多文化共生に関する条例が制定されております。多文化共生社会の推進を目指した条例としては全国初の事例ということでございます。

条例の第2条、定義をご覧ください。この条例において、多文化共生社会とは、国籍、民族等の異なる人々が互いに文化的背景等の違いを認め、及び人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会をいう、と定義しております。また、第3条の理念では、県民の人権が尊重されること、県民が地域社会に主体的に参加すること、県と市町村、事業者、県民等が共同して実施すること、としております。また、第7条に、多文化共生社会推進計画について定めた条項がございます。こちらには、総合的かつ計画的に実施するため知事が計画を定めなくてはならないこと、それからその計画を定めるに当たっては、

あらかじめ、多文化共生社会推進審議会の意見を聴くとともに、県議会の議決を経なければならぬとなっております。

先ほど市瀬会長からもお話があったとおり、現在の第3期の計画期間が令和5年度までとなっております。この計画改定の際には、改めて皆様に内容についてご審議をいただきながら、策定作業を進めていくことになっております。

続きまして、参考資料2をご覧ください。多文化共生社会推進計画の概要版というA3版の資料になっております。現在は、この計画に基づき各種の事業、取り組みを行っているところです。計画期間は先ほど申しあげましたように、平成31年度から令和5年度までの5ヵ年間になっております。この計画の中では、現状、課題、取り組む方向性等について大きく三つ、意識の壁、言葉の壁、生活の壁に分けまして、それぞれの現状や課題、そして取り組むべき方向性を整理しているところでございます。

ここで、資料1にお戻りください。「多文化共生推進に向けた主な取組について」です。来年度の取組内容について、先ほどご覧いただいた推進計画に基づいて、意識の壁、言葉の壁、生活の壁の3分野に分けて整理をしております。一番右端の取組主体、こちらには、実際に事業を実施している担当課や関係団体の名前を記載しております。

それでは、来年度の取組内容について、主なものをいくつかご説明したいと思いますが、現時点では、来年度予算を審議する議会がこれから予定されており、予算案として提案する予定ではありますが、議決を経ておりませんので、実際にこの事業をやりますというふうに断言できない状況ですが、我々としては、議会で認められれば、このような中身で進めてまいりたいと考えているところです。

主な取組としましては、整理番号2番、意識の壁に関する取組、啓発ツール作成事業でございます。これは、県民向けに啓発資料の作成、配布等を行うもので、令和3年度は、民生委員・児童委員向けに、啓発資料を作成し、配布を行っております。参考資料4のチラシをご覧いただきたいのですが、今年度はこのチラシを作成しまして、地域の中で、外国人の方に接する機会が多い、民生委員・児童委員向けにお配りをしようと思っております。このチラシ作成にあたっては、市瀬会長からも貴重なご助言をいただいております。ありがとうございました。チラシは2月中に、市町村を通して、それぞれの各地区の民生委員の方、児童委員の方、約5千人に配布をする予定にしております。

来年度につきましては、小学6年生の児童、それから教員の方をターゲットに、多文化共生の啓発ツールを作成予定としております。昨年度も小学6年生向けに作っておりますが、学校の授業で取り上げていただいたところも多く、貴重な良い機会であったというようにお声もいただいたものですから、中身についてもう一度見直しをかけた上で、再度お配りをしたいと思っております。ただ、昨年度は、前委員の田村先生から、小学6年生であれば、1月頃に社会科の授業の中で国際理解や多文化議会の授業があるので、その時に使えるよう、タイミングを見てお配りいただけるとありがたいというご発言がありました。来年度については、早めにチラシを作成し、時期を調整しながら県内の小学校にお配りをしたいと考えております。

次に整理番号5番、多文化共生についての県民アンケート調査についてでございます。前回実施は平成29年度とありますが、来年度実施する県民アンケートは、第4期、次の多文化共生推進計画の策定を進める上での基礎データとするために、県民の方に意識調査を実施するものでございます。

前回は宮城県内の20歳以上の外国人の県民の方にアンケートをしておりますが、今回

は18歳以上の外国人の県民の方から無作為抽出という形で1,900人ほど、それに加えて、日本人の県民の方にもアンケートを行いたいと思っております。この調査結果は、次期多文化共生社会推進計画を策定する際の内容に反映させて参りたいと思っております。

続きまして、言葉の壁に関する取り組みに入ります。整理番号7番、地域日本語教育体制構築事業でございます。これは新規事業になります。外国人の方が地域で自立した生活を送るため、それぞれの地域の実情に合った形で、県内各地に日本教育体制を構築していく事業になります。外国人の個々のニーズに沿って、日本語を学べる体制を整備していければ、と考えております。具体的には、文化庁の補助事業にエントリーをする予定にしております。それが承認されましたら、総合調整会議の設置運営や、日本語教育の人材育成や体制整備などを行っていきたいと思っております。総合調整会議の中では、宮城県内、各地域における日本語教育のあり方を議論していただきますので、この審議会にも深い関わりがありますことから、進捗状況につきましては、随時、審議会にもご報告、ご説明をしながら進めてまいりたいと考えております。このほかに、地域の日本語講座を交流の拠点として、外国人県民と地域住民との交流の場を創出するほか、市町村職員や地域住民を対象としたやさしい日本語講座も実施してまいりたいと思っております。昨年度、宮城県国際化協会に委託をして実施した事業の中で、各地の日本語講座、日本語教室のあり方についてアンケート調査をした中で見えてきたところでは、日本語教室、日本語講座というのは、外国人の方と日本人の方が集まるところなので、地域における情報の発信や提供を行う拠点のようになっている事例も多く見られ、貴重な機能だということを見ることができました。オンラインで日本語講座をやるということも当然、大事なことでありますが、やはり地域で顔を合わせる、そのような場を作るといことも大事であろうと考えております。そういった機能を充実させていけるよう、この事業の中で取り組んで参りたいと思っております。

続きまして、生活の壁に関する取組ですが、整理番号17番、新型コロナウイルス感染症に関する受診・相談センターのコールセンター等の多言語対応ですが、これは昨年度から行っている事業でございます。県の保健福祉部で開設している受診・相談センター、また、今年度からワクチン接種した後の副反応等についてご相談をいただける副反応相談センターが設置されておまして、それぞれのコールセンターで、外国人の方も気軽にお問い合わせいただけるように、外部の多言語コールセンターを活用した三者通話による多言語相談の体制を整備しているものです。対応言語は12言語、対応時間は、言語によって異なりますが、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語は24時間365日、それ以外の言語は、平日の午前8時半から午後6時まで対応できる体制を整えておきたいと考えております。この他に、外国人の県民の方がコロナ禍でも安全安心に生活が送れるように宮城県国際化協会に委託をして、必要な情報を多言語に翻訳をして発信をしていただくという事業も行っております。これについても、引き続き来年度もやって参りたいと考えております。

次に整理番号18番、技能実習生との共生の地域づくり推進事業ですが、今年度は先ほどご紹介のありました「多文化共生シンポジウム in 加美」の第二部として行っております。新聞記事の写しとシンポジウムのチラシをお配りしておりますが、こちらは今週の日曜日、1月30日に行っております。第一部と第二部に分かれておまして、第一部が多文化シンポジウム、市瀬会長からご紹介があったように、国際交流員の方をはじめとする若い外国人の方が、地域の方と交流をしながら成長されている様子が語られております。

第二部では、技能実習生の方を中心に、外国人の方が加美町の伝統行事である火伏せの虎舞い、あるいは太鼓の体験をして、国際交流するイベントを開催しております。こうした事業を通じて、地域の中で外国人の方が地域の県民の方、住民の方と交流をすることで身近な関係になっていく、そういう環境づくりをお手伝いしていく事業です。これについては、来年度も引き続き、県としては市町村の応援をしながら、各市町村で行われるように、これからも働きかけ等をして参りたいと思っております。

続きまして、整理番号20番、外国人材マッチング支援事業でございます。これは、企業における外国人の受入環境の整備を総合的に支援し、県内企業の労働力不足の解消やグローバル化の推進に向けて、より一層、外国人材の活用・活躍を促進し、県内産業の維持活性化を図るという目的でやっております。雇用に係る相談窓口の設置、合同企業説明会、企業訪問ツアー、企業と外国人の交流会等を実施しております。

来年度も引き続きこの事業を行って参りますが、さらに拡充を考えております。現状では、外国人の受入企業がまだ少なく、企業の数からすれば、潜在的な受入企業がもっとあるのではないかと考えているところです。雇用が大変ではないかというお気持ちで躊躇されたり、あるいはご自分の会社でも外国人の方に働いてもらうことができるという可能性に気づいていない企業が相当数あるのではないかとということで、こういった企業に気づいていただく、前向きに考えていただくような取り組みをしたいと思っております。そのためには、外国人の活用、採用に意欲をお持ちの県内企業をモデル的に選定させていただいて、その取り組みを集中的に広報することで、他の県内企業の皆さんの意識の醸成を図ることができないかと考えております。選定させていただいた企業には、インセンティブとして、アドバイザーの派遣や、優先的に外国人材のマッチングをさせていただくことを考えております。こういった取り組みを通じて、更に外国人の方が地域に定着できるような環境づくりを進めていきたいと思っております。多文化共生推進に向けた主な取組については以上でございます。

続きまして、資料2をご覧ください。「第5期みやぎ国際戦略プラン中間案の概要」についてでございます。

みやぎ国際戦略プランは、県の長期総合計画であります新・宮城の将来ビジョン、こちらは全体計画になるのですが、その全体計画の中の国際関係の個別計画として、国際関連施策を網羅的にまとめた計画になっているものです。今年度、第5期計画の策定を進めておりました、その中間案が取りまとまりましたので、参考までに情報提供させていただきます。

計画期間としては令和4年度から令和6年度までの3年間、理念を「世界に挑戦し、世界から選ばれる「みやぎ」としております。具体的には、「ボーダレス化が加速する世界の中で海外とより直接的につながる「みやぎ」」ですとか、あるいは「海外の需要や人的資源を取り込み、地域の活力を維持しながら持続的発展を続ける「みやぎ」」、 「グローバル社会の中で、宮城県の特徴や優位性を活かし、戦略的な視点で世界に挑戦する「みやぎ」」などを掲げております。また、国際関連の施策を、資料の真ん中と、右側の列に記載しておりますが、「(1) 県内企業の海外販路の開拓・拡大」から「(6) 国際交流・国際協力の推進・国際的な人材の育成」まで、6つのカテゴリーに分けておりますが、多文化共生審議会の関係で申し上げますと、「(4) 外国人材の受け入れと多文化共生の推進」が一番関わりが深いものと思います。

この中では、いくつか取り組む内容を記載しておりますが、例えば外国人材の受入促進

や技能実習生の特定技能への転換、こういったことを支援していくほか、外国人の県民が、地域社会の一員として安心して生活し、周囲の住民と共にまちづくりや地域づくりに主体的に参加していく多文化共生社会の形成を推進していく、という多文化共生推進計画を反映した中身になっております。（４）の一番下をご覧くださいますと、外国人児童生徒など日本語の理解が不十分な児童生徒に対する学習面及び学校生活面における支援を実施しますとありますが、これは県庁の教育庁、教育委員会が実施する事業になっております。今まで、この戦略プランの中では、教育庁の事業を含んではいなかったのですが、今回の国際戦略プランでは、外国人材の受入・活躍、それから人材の育成・確保、そういった視点が大事だということで、教育庁の事業を入れております。

それから、「（６）国際交流・国際協力の推進、国際的な人材の育成」は、多文化共生社会、国籍や人種の違いを踏まえた相互理解の基礎になる部分を強くするものだと考えております。この（６）と（４）が、多文化共生と関連性が深いものと考えております。

この後、戦略プランの中間案については、ブラッシュアップをいたしまして、２月１０日に外部有識者の会議である国際戦略プラン懇話会に最終案をお諮りした上で、３月に県議会に報告をし、その後、庁内の本部会議で決定をしたいと考えております。正式に策定されましたら、来年度のこの審議会でも報告をしたいと思っております。

私からは以上です。

市瀬会長

どうもありがとうございました。

「資料１ 多文化共生推進に向けた主な取組」と「資料２ 第５期みやぎ国際戦略プラン（中間案）」について、一括してご説明いただきました。

特に「資料１ 多文化共生推進に向けた取組」の中では、更に推進計画を進めるために、啓発ツールの作成ですとか、文化庁の事業を活用した日本語教育体制の整備、新型コロナウイルス感染症に関する受診・相談センターの多言語対応、外国人材マッチング支援事業等、新たな事業への取り組みについてご紹介いただいたところです。

そしてまた、みやぎ国際戦略プランにつきましては、企業の海外販路開拓や企業誘致といった項目の中に、（４）として、外国人材の受入と多文化共生の推進という項目を入れてくださいますと、こういった国際戦略と多文化共生をセットにしてご提案くださったのが、今回の中間プランということになっております。

それでは、これから審議をさせていただきたいと思っております。まず最初に、ご質問などがありましたら、ぜひ、お話していただければありがたいと思っております。佐藤委員はオンライン参加ですが、遠慮されずに色々ご質問していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

竹内委員

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、こういった様々な取組を続けていくというのは、色々な工夫が必要だったのだろうということを推察いたします。

資料１、資料２、それぞれ１点ずつご質問させていただきたいと思っておりますが、まず、資料１の２０番、外国人材マッチング支援事業について、先ほど説明いただきましたが、令和４年度から更に拡充をするということで、ご説明の中で、県内企業を選定して広報していくとのお話があったと思っておりますが、県内企業を選定にあたり、どういう基準で選定され

ていくのか、既に決まっているところがあれば、ハローワークとも連携する部分もござい
ますので、教えていただければありがたいです。今まで外国人を雇っていなかった企業を
選定して、雇えるようにしていくのか、それとも、雇ってうまくいっている企業をP
Rしていくのか、どちらの方向で考えていらっしゃるのか教えていただきたいというのが
1点目です。

2点目、みやぎ国際戦略プランの概要をご説明いただきましたが、みやぎ国際戦略プラン
の計画期間が令和4年から6年の3カ年計画となっております、これと多文化共生社会
推進計画が連携していくと理解していますが、例えば、8の「(4)「外国人材の受入と
多文化共生の推進」の中で、技能実習生の話など、かなり具体的に、特定技能への転換を
支援し人手不足の解消につなげる等とありますが、こういったものも推進計画の中に取り
込んでいくのか、そのあたりがもし決まっていたら教えていただきたいと思います。

以上です。

事務局

まず1点目、マッチング支援事業の拡充部分について、企業の選定基準については、ま
だ具体的には検討しておりません。いくつかポイントは出てくるのだろうと思いますが、
それを今後、整理してまいりたいと思っております。

どういった企業を想定しているかについては、基本的には、新しく取り組む企業を中心
に考えたいと思っております。この事業をやる主眼としましては、受け入れに、例えば日本語
がどれくらい通じるだろうとか、環境に手を加えたほうがよいのではないかとか、ハ
ード面も含めて躊躇している企業に、前向きに取り組んでいただけるような後押しをした
いと考えております。そのため色々なアドバイスや、場合によっては費用的な支援も含
めてやっていければと思っております、そういう意味では、本格的に外国人の登用、活躍
を考えておられる企業を中心に選定をしたいと思っております。

それから2点目、戦略プランと推進計画との関係ですが、それぞれ策定の時期がずれて
おりますので、その時々状況に合わせて、取り込んでいくことが基本になると考えてお
ります。今回は、戦略プランの策定期間になっておりまして、現状を踏まえると、県内企
業も数年前から人手不足がかなり深刻化してきていて、業種によっては、今後の会社の存
続も危ぶまれるというような危機感を持っている企業が結構いらっしゃると思っております。

その中で、技能実習生の特定技能への転換というのは、かなり具体的な話ではあるの
ですが、県内の企業にお会いして意見交換をさせていただいたところ、今の流れとして、県
内で技能実習生を受け入れている企業では、人手不足を技能実習生に頼られているところ
が多くあるのに比べ、特定技能の方を雇用している企業はそれほど多くはなく、ただ、コ
ロナで新しい技能実習生が来日できない状況が続く中で、今いる技能実習生の方が特定技
能へ転換している状況が、様々な理由から進んでいることが一つ背景にあることと、今後
を考えたときに、技能実習生は非常に意義のある制度で始まったわけですが、現状として
色々な課題が指摘されている中で、制度として、特定技能への転換が進んでいるのだら
うと認識しております。そういうことを考えると、最長5年間で帰られる技能実習生が、特
定技能に転換することで、さらに5年間、仕事を覚えたいうえで、企業のために頑張っ
ただける、活躍してもらえ期間を作ることが、外国人の労働者の方、それから企業の双
方にとっていいのではないかと考えたところ。必ずしも技能実習生全員とは思ってお
りませんが、双方の合意の中で、出てくるのではないかと考えております。それを今後の

多文化共生社会推進計画の中に取り組んでいくかどうかについては、この事業を実際に始めて、どのような結果になっていくのか、それから策定時の社会情勢等を見ながら考えていくことになろうかと思えます。

多文化共生社会推進計画の中で、労働力の部分も触れてはいるのですが、あまり労働力という面だけに着目をする、突出しすぎるといふ懸念もありますし、そこはバランスを見ながら、考えていきたいと思っています。少なくとも、国際戦略プランの中では、労働力の確保を入れ込みますので、そちらの方では引き続き検討していくことになるかと、現状ではそのように考えております。

小松崎委員

資料2の8（6）に関連してですが、先月、ニジェゴロド州のオンラインセミナーに参加しました。私が松島で着物の着付け体験を行った様子等が動画で流れ、松島のよさをアピールしてきました。コロナ禍ということもあり、私も2019年以降、松島を訪れる機会がありませんでしたが、今回、松島離宮という新しい観光施設の中にある、「梅らぶ」という店で着付けの体験をさせていただきました。松島離宮には美しい庭園や、天空のピクニックスペースやお土産さん、歴史がたくさん詰まっている宮城県松島離宮博物館やレズルタワー等、そして松島ならではの海の幸を味わうことができるレストランの数々がありました。機会があれば、仕事の関係ではなく、個人的にまた家族で松島離宮に行ってみたいと思いました。撮影当日は、天気が不安定で風が強かったのですが、H I Sの動画編集のおかげで綺麗に仕上がり、ニジェゴロド州の参加者の皆様も気に入ったようで、とてもうれしかったです。コロナ禍の収束を願いつつ、ニジェゴロド州の観光客にも、日本三景の一つである松島を味わって欲しいです。

質問があります。個人的にとってもいい企画だと思いましたので、ニジェゴロド州に留まらず他のロシアの地域や、旧ソ連でもロシア語で話す方もいらっしゃるの、もし機会があれば、またお手伝いできると嬉しいです。

最後になりますが、今期も審議会に参加できることをとてもうれしく思います。ありがとうございます。

市瀬会長

松島の観光コンテンツの創出にご尽力くださりまして、大変ありがとうございました。

事務局

小松崎委員には、国際戦略プランの「8（6）国際交流・国際協力の推進、国際的な人材の育成」に、姉妹友好関係にある中国・吉林省や米国・デラウェア州並びにロシア・ニジェゴロド州等と色々な交流を通して友好関係を強化していく、と記載しているその点について言及をさせていただきました。

ニジェゴロド州とは経済協力関係ということで、ここ10年程、交流を続けております。グリーティングカードのやり取りや、コロナ禍になってからは、オンラインで会議に出席したり、フェイスブック等でお互いの活動を紹介するなど、非常に良い関係が続いています。人の交流ができない関係で、ビジネス関係はなかなか広がりにくい状況ですが、観光の交流であればオンラインでもできるのではないかと、ニジェゴロド州とのオンラインでの観光セミナーを、1月26日に実施し、ロシア語のできる小松崎委員にご協

力いただいたところです。

動画を作って松島のご紹介もしましたし、色々な県産品や食べ物のご紹介をしたので、ニジェゴロド州の方に喜んでいただけたのであれば、大変良かったと思います。参加いただいたのは、ニジェゴロド州政府と観光事業者の方でしたので、この機会にアピールをして、できれば日本へのツアー旅行、その中に、宮城あるいは松島を入れ込んでいただきたいという想いで実施しましたが、この後具体的な取組に続くよう、引き続き働きかけをしていきたいと思っています。

宮城県にロシアの方が来られるということが、コロナ前の段階でも非常に少なかったものですから、まずは友好関係にあるニジェゴロド州の方に来ていただけるように、この取組を始めました。少しこちらに集中をしまして、その上で、ロシアの他の地域との交流を考えていければ良いと思っています。ビジネス関係では、モスクワやサンクトペテルブルクとのやり取りというのも出てくる可能性があると思いますので、両方を見ながらやっていきたいと思っています。

針生委員

参考資料2の、左下の就労支援の必要性という項目の中で、「工作中的摩擦・不快の経験等」が42.2%あったという記述があり驚いたのですが、これはアンケートの全体数が何件のうちの42.2%だったのかを教えてください。それから、「工作中的摩擦・不快の経験等」とありますが、文化的なすれ違いレベルなのか、それとももっと深刻なレベルなのか。先日もニュースで、ベトナムの留学生だったと思いますが、大変酷い仕打ちをされて、殴る蹴るとかそういったことが日常的に行われていたという報道がありましたけど、平成29年のアンケートではどのレベルの深刻度なのか、もしデータがあれば教えてくださいたいと思います。

事務局

概要版の現状の部分は、前回の外国人県民の方に対するアンケート調査結果から抜き書きをしたものです。アンケート調査は、外国人県民の満20歳以上の方から無作為抽出した1,890人を対象に調査票をお送りし、回答数が396件あったところです。この「工作中的摩擦不・快な経験等」があるという質問も、皆さんにお聞きしていると思いますので、回答のあった396件が基本的には母数になるかと思いますが、今、手元に資料がなく、推測を交えて申し上げているので、後ほど確認してお答えをお返ししたいと思います。

針生委員

私も産業界の身として、非常に心を痛めております。以前もこの審議会でお話したことがあったかと思うのですが、一つは、企業の中の風土改革がやはり必要だと思っています。どうしても体育会系な体質を持った企業に関しては、こういうハラスメントやそういった問題が起きがちであるというのは、私も認識はしてるところですが、経営者だけではなく、現場の指導者に対しても研修などをしっかりやっていかないと、日本全体の評判が落ちていってしまう、日本よりも他の国が選ばれるということになりますので、非常に注意をしなければいけないところだと思います。

できれば、メンターみたいな人を業界内部で育成して行って、中小企業はなかなか会社

毎にメンターを置くことは難しいかもしれませんが、業界単位で仕事の中身だとか生活をしっかりサポートできるメンター的な人がもっと必要かと思っておりますので、そのあたりの育成ということも含めて、ぜひお考えいただければと思います。

市瀬会長

今年度の取り組みとしては、そういう部分についてはまだ考慮されておりませんが、今後、企業側の意識改革のための何か施策や事業といったものを入れるべきではないかという、昨今の状況に鑑みて非常に貴重なご意見を頂戴いたしました。いかがでしょうか。

事務局

今、大変大事なお話をいただいたと思います。外国人の方を雇用するときに、メンターというお話がありましたが、県庁でもメンター制度がありまして、ご指摘のように、新しく入ってきた職員に、仕事や生活上の相談に乗り、職場に馴染んで力を発揮できるようにしていくことは、非常に大事なことだと思います。そのための環境整備も必要ですし、メンターを置くということも、場合によっては必要なのだろうと思います。外国人の方の場合ですと、コミュニケーションが英語であれ他の言語であれ、日本語ができるということが、定着にも繋がりやすいという結果が出ているので、言語面でのケアというのにも必要になるかと思っております。そういう様々な面が、雇用を考える企業にとってハードルの一つになっていると思いますので、そういった企業の疑問にお答えしつつアドバイスをしていく、多少お金がかかるのであれば、そういった費用も支援していけるような事業を、来年度考えているところです。色々な企業の方に、交流会や企業説明会の際にお話を聞かせていただいたのですが、そういうことは大事だと、どの企業の方もおっしゃっておられますので、力を入れていきたいと思っております。そのために、常設のワンストップの相談センターを置いて、随時相談に乗らせていただく必要があると思っておりますし、セミナー等を開いて、そういった大切さを認識していただく機会も作っていきたく、そのように考えております。

金委員

現状、コロナによる外国人の相談については、韓国語の相談はあまり多くはありません。やはり私もテレビでベトナムの技能実習生の報道を見て心が痛かったのですが、私自身、外国人として日本に住んで約25年以上になりますが、日本に住みながら、この国のこういうところが良いなというものがある、長く今も日本で生活しています。外国人が長く日本に住んでいるときに、目の前の短期的なことではなくて、やはり長期的に、外国人が日本そして宮城に長く住み続けるためには、魅力を感じる何かが必要になると思っております。

最初に日本に来た外国人の人たちが、コミュニティを作って同じ国の人を呼び寄せたり、仲間の輪を広げていくことになると思っておりますので、長期的な課題を持って、外国人が住みやすい宮城県にしていけばいいのではないかと思います。

事務局

金委員のご発言のとおり、外国人の方が、日本あるいは宮城に長く住んでもらえるようになることが大事だということは、本当にそのとおりだと思います。今回、多文化共生推進計画には入っておりませんが、国際戦略プランの中では、そういう意識を持って策定作業を進めております。今、宮城県とか日本に、働くために来られる外国人の方は、欧米の

方もいらっしゃると思いますが、アジアの方が多いのが実情だと思います。アジアの方でも生産年齢人口の中で特に若い人が多く、それは、今のところ母国よりも日本の方が経済状態が良いので、日本に来て豊かになりたい、勉強して仕事をしたいという理由で来られる方が非常に多いと思います。これまでは、そういう方たちが来るのを、受け身的に待っている立場だったと思いますが、日本が人口減少社会になっていく中で、働き手がどこでも不足してきています。今後もその傾向が続く中で、外国の人に来て働いてもらわないと、我々の社会自体が持続していけないということが、だんだん共通理解としてできつつあるとされており、そのためにも、外国人に来ていただくための、魅力のある宮城にしていかなければならない。海外の方も、今は比較的若い人たちが多いわけですが、これからはそういった国々も、生産年齢人口の減少が進んでいきます。また、経済状況が良くなって、自分の国にいても十分働いていけるとなれば、日本まで行かなくていいとなってくるのだらうと思います。そういった中でも、宮城に来ていただけるような社会にしていかなければならないと思っています。そういう意識を持ちながら今回の戦略プランも作っていくところで、受け身的な意識から、より危機感をもって、目的意識を持った受け入れをしていく必要があると思っています。

渡部副会長

資料1、言葉の壁の7番、地域日本語教育体制構築事業について、新規事業ということですが、やさしい日本語は最近よく聞かれますし、ホームページや文書などでもたくさん見ることがありますが、私は大学関係なので、あまり地域のことはわかりませんが、やさしい日本語を知らない学生も多くいて、授業で取り上げたりもしましたが、やはり大学だと、どうしても外国人に対しては英語で話さない、というのがありまして。実はやさしい日本語はとても大事で、いかにしてやさしい日本語を使うか、どういった場面で使うか、外国人にも理解しやすい言語だということを授業でも説明しているのですが、この新規事業の職員や地域住民を対象としたやさしい日本語講座を、ぜひ、学生にも受講させたいと思いました。もう少し具体的に、どのような内容なのか教えていただけないでしょうか。

事務局

やさしい日本語については、昨年度から少しずつ取り組み始めたところです。渡部委員がおっしゃるように、やさしい日本語というのは、多言語化と合わせて進めていくべき大きなことであると思っています。

ある統計によると、日本に住んでいる外国人の方が、情報提供される言語としては、やさしい日本語が一番良いといわれている統計結果もありますので、多言語化を進めつつ、やはり身近なところで外国の方に接する市町村の方や、先ほど申し上げた民生委員、児童委員の方、あるいは医療関係、福祉関係の職員の方にも、やさしい日本語というのは意識の持ち方で変えられる部分があるものですから、そういったことを学んでいただければという思いでいます。

県としては、昨年度、やさしい日本語の啓発に初めて取り組み始めて、今年度は県庁で1回、市町村で2回、合計3回実施しております。これは、宮城県国際化協会の方に委託し実施していて、そのうち、県庁で行ったものについては、河北新報にも取り上げられ、紹介もされております。来年度も引き続き、やさしい日本語の啓発をしていきたいと思っています。

市瀬会長

それでは、私の方からもよろしいでしょうか。

資料1の7番の事業に関する部分ですが、先ほどご説明いただいたように、地域の日本語教室が、外国人県民と地域の住民との交流の場であるということは間違いないというふうに思います。そして今回、文化庁の予算を取られて、こうした事業をやさしい日本語講座と合わせて展開されるということで、非常に期待しております。

それで、日本語講座の内容なのですが、昨今の経験ですと、古いタイプの教科書を使用して初歩的な日本語から積み上げて学ぶというよりも、現実の外国籍住民の方の課題、例えば免許を取るですとか、学校に子供を入れるとか、就労の際の交渉事であるとか、そうした現実の課題解決のための日本語を学ぶ、ということが非常にニーズが高いと言われているところですので、一般的な日本語ではなくて、課題解決型の講座であるとよろしいのかな、と個人的に感想を持ったところです。

それから5番の多文化共生についての県民アンケート調査ですが、前は平成29年にやられて、これが来年度予定されているということですが、先ほどご紹介ありましたように、回収率が非常に低い結果になっておりまして、特に技能実習生のような比較的時間がなくて回答する余裕がないような方からの回答が多くはなく、比較的長く定住されている配偶者である方といったような方の回答が多いというような傾向が出ている、前はそのような傾向がありました。ですので、よろしければ多様な方法で、QRコードで読み込んでオンラインで回答するとか、今回のアンケートの実施方法を工夫していただいて、多くの声が拾えるような、先ほど針生委員がおっしゃっていた、例えば就労における体験ですとか技能実習生の声とかそういうアンケートになることを、期待しているところです。

もう1点、先ほどみやぎ国際戦略プランの中に多文化共生の要素を取り込んでいるということで少し議論があったところですが、「外国人材の受入と多文化共生の推進」の中で「外国人児童生徒など日本語の理解が不十分な児童生徒に対する支援」と記載があり、支援やサポートという要素が大きいのかと思うのですが、小中学校だとそうなのですが、高校生ぐらいになってくると、例えば、外国出身者で日本語が十分ではないけれど免許を持っているとか、高校生が卒業して、就労に直結するような就職先の課題といたしますか、そういった背景を持っていてスキルもあるにもかかわらず、地元の企業とマッチングしてなくて就職できていない、というような声も全国的に聞かれておりますので、必ずしも児童生徒イコール支援ということではなく、そういう人材に向けて広く活用できるような、留学生の方についてはよく考慮されていると思うのですが、そういった側面もございましたので、ちょっと念頭に置いていただけるとありがたいと思いました。

事務局

3点、ご質問をいただきました。まず1点目は、ご助言というふうに受け止めさせていただきました。日本語講座に関しては、教科書というよりも具体的な生活あるいは就労での課題に応じたテキスト、やりとりに即したものが良いのではないかと、というようなお話だったと思います。これは今、国ですとか、文化庁ですとか、あるいはいろんな団体が作っているような学習素材も、そういった課題に即したものになってきていると承知をしております。アドバイスをいただきましたので、そのあたりを意識しながら進めてまいりたいと思います。

2点目の県民アンケートにつきましては、回収率が20%程度ということで、通常の日

本人の方向けのアンケートよりも回収率が低いのかな、というように思います。例えば生活の満足度、言語や居住、医療福祉ですとか、色々なことをお聞きしたいという気持ちがあるものですから、量的には多いのかもしれませんが。ふりがなつき日本語や各言語で多言語対応はしておりますが、忙しくて時間のない方ですとか、様々な制約でお答えしにくい面はあるのかなと思います。今回、日本人の方向けには、例えば県の電子申請システムもありますので、オンラインでの回答ができるような形も考えてはおりますが、外国人の方についても、何か答えやすい手法が何かとれないか、検討させていただきたいと思います。

それから3点目、戦略プランの中での多文化共生の部分で、外国人の児童生徒の方への支援の関係についてであったと思うのですが、小学校、中学校の児童生徒には支援という形で良いとは思いますが、高校生のような、就労あるいは進学といったときに、スキルはあってもなかなか就労等に結びつかないというのは、我々としても、耳には入っておりました。県の教育庁と知事部局で開催する総合教育会議というのがございまして、知事が座長で進めるのですが、今年の会議が1月にありまして、その中のテーマの一つとして外国人の関係がありました。知事部局からは国際政策課が出席して、多文化共生や日本語教育の話をしたのですが、教育庁の方からは、国際戦略プランに書かれている事業の関係でお話があって、その中でも高校生の就労の問題というのが出てきました。これに関しては、教育部局が中心になりながらも、我々、国際政策課とも連携してやっていきたいという話がありまして、我々としても同じような課題があると思いますので、情報交換をしながら、対応していきたいと思っています。

市瀬会長

宮城県は、高校生で就労というのは数は多くはないと思いますが、ご検討いただきまして大変ありがとうございます。

横山委員

多文化共生の取組や概要の説明を聞きまして、教育の現場の立場から申し上げたいことが2点あります。

まず、資料1の啓発ツール作成事業で、前回は田村前委員からアドバイスをいただいたということでしたが、来年度、小学6年生と教員向けにチラシを作成するのはすごく良い取組だと思います。小学6年生もそうですが、やはり教員の中でも、なかなか日本語が不自由な子ども達にどう接してよいかわからないということがあったり、地域の外国にルーツのある人たちとどう接したらよいかわからない先生もいるので、教員に向けてのチラシはすごく良いと私は思っています。今、小学校で道徳は必修化されていまして、道徳の授業の中に、どの学年でも国際理解の分野が必ず取り入れられています。その中で、例えば低学年の場合は、日本の文化や外国の文化について知るといような授業があるのですが、学年が上がっていくと、もし自分のクラスに外国の子供が来たらどうしますかとか、また自分が外国に行った時に、どうやったら馴染めるかなという授業をすることがあります。もちろん6年生は、難しい題材で、色々な葛藤する場面を考えることもありますが、それよりも下の学年でも、自分が日本人としてどう接していくかとか、外国人が来たらどうしたらいいかなって考える場面もありますので、ぜひ下の学年に向けても、このような啓発ツール等があるといいのかな、と思いました。

もう1点目ですが、これは私が教員として思っていることなのですが、今、外国籍児童の保護者と連絡を取り合う機会が多くあります。私が勤務している学校は、東北大学の留学生の保護者がとても多く、家族全員で来ている家もあれば、母親と子供だけで来ている家もありまして、何も知らない状態で、保護者としては1人で来ているので、すごく不安に思って来日する方が多いようです。学校の話であれば、私がサポートして、英語で連絡を取ったり、メールしたり、学校のお便りを英訳してお渡しするといったサポートできるのですが、最近困ったことが3つありました。まず、就学援助を受けたいという保護者がいて、どういう書類を出したらいいか、いつまで出したらいいか、どう書いたらいいかというようなことを相談されました。申請書類を私が英語に直して、これに書いてくださいとお願いするなど、私ができる範囲でサポートしているのですが、どういう書類が必要なのか等、そこまで詳しくないので、サポートが全部できずに終わってしまった部分がありました。

もう1点、来年度の一年生で、児童館の申し込みをどうしたらいいのかとか、八幡小学校から国見小学校に編入したい保護者が、どのような手続きをとって編入してくればいいのかといったことも、何となくはわかっているけど、学校のことでないことは詳しくないので、そういったサポートもあるといいなと思いました。

もう1つは、住んでいるところが学校から遠い家族が、保護者が朝、学校に子供を送って、下の妹を幼稚園に送って、それから自分が大学に行く時にバスの定期券が必要になるのですが、これは学校で申請できますか、というような質問がありました。通学で使っている定期ではなかったもので、交通局に行かないとわからないです、というお答えをしたのですが、多分、このような書類で、こういうことを書いたらいいですよというサポートをしたのですが、果たして最後までサポートできたのかどうか、一教員としてすごく心配で、ということが日常を通してあります。子どもは結構、日本に来てしまったら、もう適応が早くて、日本語をすぐ覚えたりすることも多いのですが、保護者はなかなか日本語が身につかず、1人で来ていることもあって、不安が多いところもあり、私がサポートするにも限界を感じているところがあるので、ホームページで、外国語で案内があると、保護者にとってはすごくいいのかな、と感じておりました。

市瀬会長

大学関係へお話でしたので、渡部委員のほうから何かありましたらお願いします。

渡部副会長

本学の留学生のお子さんがお世話になっています。留学生のお子さんということですので、何かわからない書類等がありましたら、留学生ヘルプデスクというサポートがありますので、そちらにお問い合わせいただければと思います。以前は対面でやっていたのですが、この2年間はコロナの影響でオンラインで行っています。毎日、2時間くらい先輩学生が対応しています。メールでのお問い合わせも可能ですので、後ほど情報提供させていただきます。よろしくをお願いします。

市瀬会長

あとはいかがでしょうか。仙台国際観光協会でも、様々な付き添い、通訳等のサポートがございますので、私も後でご案内申し上げます。県の方としてはいかがでしょうか。

事務局

啓発ツールの関係は、昨年、色々と感想もいただいております。これがきっかけで議論が広がったとか、子ども達の間で、自分がその立場だったらどうなるだろうとか、考えが深まるきっかけになったという感想もたくさんいただきました。そういったこともあり、来年度また作成したいと思っています。どういう形にすれば使いやすくなるのか、教員向けにもあるといいというお話もありましたが、生徒さん向けを中心にしつつ、学校の先生にも使える内容にできればいいと思っています。昨年度作成した際も、委員の皆様には原案をお送りして、アドバイスをいただきながら作ったという経緯もございますので、もしよろしければ、色々とご相談をさせていただきながら、良いものが出来ればと思っています。

それから、色々な事例を挙げていただいた中でも、困りごとの支援というのは、理想を言えば、外国人の方が行きそうな各窓口のところに、必要な書類が、英語や多言語であるというのが理想なのだと思います。諸外国でも、例えば福祉の窓口や市民生活の窓口で、そういった資料がある国もあるのだろうとは思いますが、現状では、なかなかそこまでは厳しいところがあります。現実的には、渡部先生、市瀬先生からおっしゃっていただいたような形になるのだと思います。仙台市ではS e n T I Aが色々なサポートをされていますし、仙台市以外というふうに分けているわけではありませんが、県内全般には宮城県国際化協会があって、そこでは学校の方にも派遣される支援員の方、サポーターの方がいらっしゃるので、その方に色々なお話をお聞きしながら、必要な箇所につないでいく、あるいは外国人相談センターにお問い合わせをいただいて、必要なところにつないでいくというのが、現段階では現実的な対応なのだと思います。

市瀬会長

具体的な方法については、大学の方は渡部副会長、市の方の支援については私の方からご提供させていただきたいと思います。

それでは、本日は南三陸町からオンラインで参加いただいている佐藤委員からも御意見を頂戴したいと思います。

佐藤委員

今日は、追いつくだけで精一杯な状況ですが、質問させていただきます。

資料1の整理番号20番、外国人材マッチング支援事業について、自分も留学生だったので、資料2にも「(4)「外国人材の受入と多文化共生の推進」」というものがありました。県内企業と留学生のマッチングや交流会を行うことで、地域への定着に繋がる取組を強化しますと謳っているのですが、自分も留学生だったので、もうちょっと若かったら自分も参加できたのではないかと思います。そういう窓口を広げていただければ、もっともっと宮城の魅力を海外にアピールできるのではないかと思います。質問なのですが、外国人材はあくまでも留学生を指しているのでしょうか。対象がよくわからないのですが、南三陸町に研修に来た技能実習生が3年で一旦帰国しますが、すごく優秀な方だったので、国に帰ってもメールとLINEのやり取りで仕事が続けられたという話がありました。留学生だけではなく、日本に来ていた技能実習生の皆さんにもそういう機会を与えられたらどうなのかなと、もっと繋がっていけるのであれば、たぶん技能実習生の皆さんももっともっと日本語を勉強して、自分たちが働いている会社のことを勉強してスキルアップでき

るのではないかと思いました。

もう一点、アンケートの件だったのですが、実は私の町にも技能実習生が来ていまして、アンケートも来ていました。ただ、日数が少なかったこともあって、すごく慌てたことがありました。周知の手段が会社を通しての配布だったので、少し手間がかかりました。以上です。

事務局

一点目、マッチング支援事業に関しては、留学生の方の就職支援というのが一番基本にはなりますが、技能実習生にも力を入れていただきたいというお話、承りました。力を入れていきたいと思えます。

今年はコロナの影響もあって、県内だけでなく、国内どこでも学生を採用する意欲はそれほど高くない状況で、学生が就職に結構苦戦しているということがありますが、その中でも、この事業では、細かく企業のニーズを酌み取って個別にマッチングをしておりますので、今のところ内定者数がそれなりに出ております。3月に最終報告をまとめますが、数十人単位で宮城県内に就職していただけるような結果になるものと思っております。この事業の前身の事業で、同じような取組をやっていましたが、それに比べても内定者の数は上回っていると思えますので、成果はそれなりにあがっていると思えます。来年度は更に力を入れていきたいと思えます。なるべく多くの留学生の方に、チャンスを掴んでいただきたいと思っております。

事業の対象が留学生だけでしょうかというのが2番目の質問だったと思えますが、留学生を中心に考えておりますが、それ以外の方も対象になります。技能実習生の方で、帰国された方でもまた日本に来て働きたいという方は、1年間常駐の相談窓口がありますので、そちらの方にご連絡いただくと、色々なオンラインで参加できるようなイベントがありますので、イベントに参加していただきながら、良い企業さんとマッチングすることができると思えますので、応募することは可能ですので、ぜひ参加をお願いしたいと思えます。

それから、技能実習生の方の特定技能への転換支援をやっていく、そういった新しい事業もありますので、具体的に在留資格の話が出てきますが、技能実習生を終了して、他の在留資格で宮城県に就職する道を探すことは可能になっていますので、ぜひ応募していただきたいと思えます。

それからアンケートに関しては、技能実習生の方は、どうしても直接一人一人にお配りすることが、なかなか難しいものですから、会社を通じてお配りすることになっていたのだと思えます。その分、回答時間が短くなってしまったと思えますので、そこは注意をして回答時間を長く取ることも検討していきたいと思えます。

竹内委員

時間が限られている中、恐縮ではありますが、お手元に「外国人雇用状況」の届出状況まとめ」というプレスリリース資料を配布させていただいておりますので、少しお時間をいただきまして、情報提供させていただきたいと思えます。

外国人雇用状況につきましては、毎年10月末の届け出状況について公表させていただいております。令和3年10月末の外国人雇用状況でございますけれども、宮城県内の外国人労働者数が13,415人で、前年同期と比べて2.8%の減少となっております。震災以降初めての減少に転じているところでございます。全国的には若干プラスになって

いる中で、26都道府県がマイナスに転じているということで、全体としては、これまでかなり伸びてきていたのが、ちょっと止まってしまったという状況になっております。国籍別では、宮城県の場合はベトナムが最も多くなっておりまして、次いで中国、ネパールという順になっております。先ほど色々議論があった在留資格の関係では、留学生の方のアルバイトといったような資格外活動の労働者が4,303人で最も多くなっておりますけれども、前年同期と比べて8.7%の減少、また技能実習の労働者の方については、3,919人ということで、こちらも前年に比べ11.2%の減少ということになっております。集計データからの推測ではありますが、やはり新型コロナウイルス感染症の影響、水際対策や宿泊飲食サービス業の業績悪化、そういったことが響いてきているものと思われまます。

また、色々議論あります特定技能の件、先ほどから色々とお話が出ておりますが、この資料の18ページ、別表9でハローワーク別に特定技能の数を出しておりますが、合計で195名になっております。分野を見ていただきますと、やはり多いのが食料品の製造業が108名、介護の方で28名となっております。195名ということで、まだまだ数としては小さいのですが、昨年が48名でしたので、そこから比べますと大幅な増加となっているところでございます。以上、簡単ではございますがご報告でございませう。

市瀬会長

大変貴重なデータを提供していただきまして、ありがとうございます。県内の外国人雇用状況について非常によくわかりました。この資料はオンライン上にもあるのでしょうか。

竹内委員

宮城労働局のホームページで公開しております。

市瀬会長

活用させていただきたいと思ひます。大変重要な情報で、情報量も多いですので、ホームページ等を活用いただいて、もしご質問があれば、竹内委員の方にお問い合わせいたします。

事務局

補足をさせていただきます。

先ほど、針生委員の方から、平成29年度の外国人県民アンケートの中で「仕事上の摩擦・不快の経験等」が42.2%とありますが、もう少し具体的な内容がわかりますかというご質問がありましたが、アンケート結果を確認しましたところ、回答数396件がほぼ母数ではないかと申しましたが、その中で回答されない方もいらっしやうて、実際にこの質問に対して回答があったのは230人の方でした。回答のあった230人のうち、97人の方が、そういう経験があると回答されています。具体的な中身についての記載欄を設けていなかったため把握はできませんが、別の質問の中で、仕事上の困りごと、あるいは不満について聞いている質問があります。恐らくこれと重複してくるのではいかと思ひますので、ご紹介します。仕事上の困りごとや不満をお答えいただいたのが230人いらっしやうて、「給料が安い」が72人、「外国人として差別的な扱いを受けているように感じる」が25人、「希望する職種や業種ではない」というのが24人、「労働時間が長い」が20人、「正社員になれない、または昇格できない」が18人、「日本人とお互いの考え

を理解し合えない」が16人。そのほかにも、選択欄は色々あるのですが、そういった中身になっています。

市瀬会長

来年度、また新しいアンケートをするわけですが、こういった部分について焦点化できるような質問項目を考えていく必要もあるのかなと感じたところです。

それでは、本日は皆様、ご参加いただきましてありがとうございます。よろしければ、これにて議事を終了させていただきまして、進行を事務局にお返しいたします。

事務局

市瀬会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

最後に、その他といたしまして、次回の開催予定についてご連絡いたします。次回審議会は、令和3年度の事業実績等についてご審議いただくため、令和4年6月頃の開催を予定しております。委員の皆様には、あらためてご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の令和3年度第2回多文化共生社会推進審議会を終了いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。